

雇児発 0620 第 27 号  
平成 28 年 6 月 20 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正  
について（通知）

認可外保育施設については、従来、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日付け雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が認可外保育施設を指導する際の指針をお示ししてきたところであるが、「特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会最終とりまとめ」の公表について」（平成 27 年 12 月 25 日事務連絡）、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（府子本第 192 号・27 文科初第 1789 号・雇児保発 0331 第 3 号平成 28 年 3 月 31 日内閣府子ども・子育て本部参事官・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）及び「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（府子本第 191 号・27 文科初第 1788 号・雇児総発 0331 第 6 号・雇児職発 0331 第 1 号・雇児福発 0331 第 2 号・雇児保発 0331 第 2 号平成 28 年 3 月 31 日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）・子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・職業家庭両立課長・家庭福祉課長・保育課長連名通知）の発出に伴い、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 28 年 6 月 20 日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。